

京都府キャリア形成卒前支援プラン及び 京都府キャリア形成プログラムについて ＜京都府地域医療確保奨学金（地域医療枠）版＞

京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム（以下「京都府キャリア形成プログラム等」という。）は、京都府地域医療確保奨学金（地域医療枠）（以下「奨学金（地域医療枠）」という。）の貸与を受けた学生及び医師を対象とし、「医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資すること」及び「医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力開発及び向上を図ること」を目的として、京都府が策定する計画です。

奨学金（地域医療枠）の貸与を希望する者は、本資料を必ずよく読んだ上で、応募してください。

＜本件に係る問合せ先＞

京都府 健康福祉部 医療課 医療人材確保係

電話：075-414-4716 （受付時間は、平日9時から17時まで（12時～13時を除く。））

医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）により、医師が不足している地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保と当該地域における医師確保の両立を目的に、京都府において京都府キャリア形成プログラム等を策定することが医療法上、位置付けられました。

京都府キャリア形成プログラム等については「キャリア形成プログラム運用指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第17号厚生労働省医政局長通知）に基づき下記のとおり定め、運用します。

記

1 対象者

- ア キャリア形成卒前支援プラン → キャリア形成プログラムの適用について同意した学生※
（※ 奨学金（地域医療枠）の貸与を受けた学生）
- イ キャリア形成プログラム → キャリア形成プログラムの適用を希望する医師※
（※ 学生の間奨学金（地域医療枠）の貸与を受け、卒業した医師）

・ キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に大学の医学部医学科に入学した者に限るものとし、それ以前の入学者については、都道府県は、その者の同意を得て、キャリア形成卒前支援プランを適用するよう努めるものとする。

・ 都道府県は、キャリア形成プログラムの適用を希望する医師に対して、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。

（キャリア形成プログラム運用指針より）

2 対象期間

ア キャリア形成卒前支援プラン → 「奨学金（地域医療枠）」の貸与期間

イ キャリア形成プログラム → 上記期間×1.5倍の期間

※ 「奨学金（地域医療枠）」の貸与を受けた学生は、大学卒業後、一定期間京都府が定める地域医療機関において、医師の業務に従事することになっています。

3 京都府キャリア形成プログラム等の基本的な考え方

キャリア形成卒前支援プランは、大学医学部の教育カリキュラムを基盤としつつ、地域医療へ貢献する意思を有する学生に対し、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図ることを目的としています。

また、キャリア形成プログラムにより、京都府内の公的病院において地域医療に携わるとともに、医療・医学のリーダーとして活躍できる人材を、大学入学時から15年間以上一貫した卒前卒後教育によって育成します。

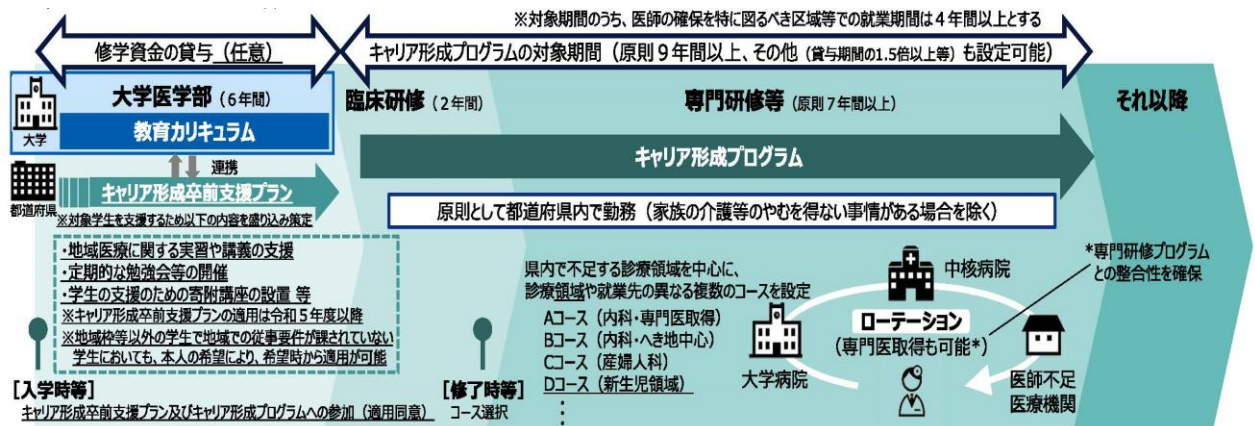
臨床研修は、原則として京都府内の医療機関で実施します。

卒後3年目以降については、京都府立医科大学附属病院において、新専門医制度による専門研修プログラムを考慮しながらキャリア形成を支援します。

<参考：キャリア形成プログラム等に基づくキャリア形成のイメージ>

※出典：厚生労働省

(令和3年度第2回医療政策研修会第2回地域医療構想アドバイザー会議資料から抜粋)



<卒後のキャリアについて>

以下の①特定診療科コース又は②特定地域コースの2コースから、1コースを選択していただきます。いずれのコースにおいても、前期派遣及び後期研修の期間中に専門医資格（※）の取得を可能とし、後期派遣では、医師が特に不足している医療機関に派遣されることとなります。

※ 専門研修プログラムの期間が4年を超える場合、不足する年月分に猶予期間を充当することで専門医資格の取得が可能となるが、その分、義務年限が延長されます。

(ただし、後期派遣の医療機関で専門研修プログラムが実施できる場合は、この限りではない。)

① 特定診療科コース

<概要>

前期派遣及び後期研修の期間中に専門医資格の取得を可能とし、後期派遣では、専攻した特定診療科において京都府が指定する医療機関に派遣

<特定診療科>

内科、総合診療科、救急科、小児科、産婦人科、外科、麻酔科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科

区分	臨床研修		前期派遣及び後期研修				後期派遣		
			専門研修						
年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
特定診療科	府内の医療機関		専攻した診療科の専門研修プログラムの連携施設			医大	京都府が指定する医療機関に派遣（★） ※専攻した診療科として従事すること。		

② 特定地域コース

<概要>

前期派遣及び後期研修の期間中に専門医資格の取得を可能とし、後期派遣では、京都府が指定する医療機関で、原則、専攻した診療科として従事するが、専攻した診療科がなければ、総合内科として従事

区分	臨床研修		前期派遣及び後期研修				後期派遣		
			専門研修						
年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9
診療科を問わない	府内の医療機関		専攻した診療科の専門研修プログラムの連携施設			医大	京都府が指定する医療機関に派遣（★） ※原則、専攻した診療科として従事することとするが、京都府が指定する医療機関に専攻した診療科がない場合は、総合内科として従事すること。		

★：後期派遣先の医療機関の決定に当たっては、そのときの本人の希望、大学の医師の配置状況（他の地域卒卒医師・自治医科大学卒医師・専攻医の配置状況等）、市町村からの要望等、様々な要因を総合的に勘案して、決定することになります。（令和6年4月1日現在、特に京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院及び国保京丹波町病院を想定）

4 京都府キャリア形成プログラム等の適用

(1) コース選択等について

対象医師は、臨床研修2年次（専攻医登録前）に、キャリア形成プログラムの中から、自らに適用される具体的なコース（①特定診療科コース又は②特定地域コースのいずれか1コース）を選択します。

(2) コース選択後の変更について

コースの選択後に異なるコースへの変更を希望する場合は、京都府への申請に基づき、知事が理由を適当と認める場合のみ、適用されるコースの変更を認めることとします。

5 キャリア形成プログラム適用者の勤務先の決定について

対象医師が派遣される地域医療機関等は、対象医師に適用されるコースの中で、本人の希望を踏まえた上で、京都府医療対策協議会において協議し、大学等の協力を得て決定されます。

(※地域医療機関については別表1を、猶予施設については別表2を参照)

6 対象期間の一時中断

次のア又はイに該当する場合は、対象期間の一時中断が認められます。

ア ライフイベントとして、以下に列挙するものに該当する場合

例) 育児休業、介護休業、病気・疾病休業、災害その他不可抗力によるもの

イ キャリア形成上の希望として、以下に列挙するものに該当する場合

例) 専門医(基本領域・サブスペシャリティ領域)、大学院への進学等

7 キャリア形成プログラムの中止(離脱)について

中止(離脱)は原則認められません。

8 キャリア形成プログラム適用者の京都府地域医療確保奨学金の義務履行について

(1) 大学卒業後、1年以内に医師免許を取得

(2) 京都府が指定する医療機関において、最低9年間以上勤務又は研修に従事

※京都府が貸与する修学資金に係る義務年限は、原則として、就業開始後9年間以上又は貸与期間の1.5倍以上の期間とします。

9 その他

(1) ここに定める京都府キャリア形成プログラム等に関する事項については、必要に応じ見直しを行います。

(2) 京都府キャリア形成プログラム等の適用等、必要な手続に関する様式は別途定めることとします。

別表1 地域医療機関（R6.4.1現在）

- [京丹後市] 京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院、国保大宮診療所、国保五十河診療所、国保間人診療所、国保野間診療所、国保佐濃診療所
- [伊根町] 伊根町国保伊根診療所、伊根町国保本庄診療所
- [与謝野町] 京都府立医科大学附属北部医療センター、与謝野町立国民健康保険診療所
- [舞鶴市] 市立舞鶴市民病院、府立舞鶴こども療育センター、舞鶴赤十字病院、独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院、市立舞鶴市民病院加佐診療所
- [福知山市] 市立福知山市民病院、市立福知山市民病院大江分院、福知山市国保雲原診療所
- [綾部市] 綾部市立病院、綾部市中上林診療所、綾部市奥上林診療所
- [京丹波町] 国保京丹波町病院、国保京丹波町病院和知診療所、国保京丹波町病院質美診療所
- [南丹市] 京都中部総合医療センター、国保南丹みやま診療所、国保美山林健センター診療所
- [木津川市] 京都山城総合医療センター
- [和束町] 和束町国保診療所

別表2 府内公的医療機関等（R6.4.1現在）

- [亀岡市] 亀岡市立病院
 - [京都市] 京都市立病院、京都市立京北病院、京都市桃陽病院、京都市地域リハビリテーション推進センター診療所、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、京都府立医科大学附属病院、京都大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構宇多野病院、独立行政法人国立病院機構京都医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構京都鞍馬口医療センター
 - [長岡京市] 済生会京都府病院
 - [宇治市] 府立洛南病院
 - [城陽市] 府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院、独立行政法人国立病院機構南京都病院
 - [精華町] 精華町国民健康保険病院
- その他京都府・京都市が開設する医療機関、その他知事が認める医療機関

京都府キャリア形成プログラム等について

京都府地域医療確保奨学金（地域医療枠）の貸与を受ける学生は、京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラム（以下「京都府キャリア形成プログラム等」という。）の適用を受ける学生及び医師として、下記のとおり誠実に地域医療の確保と向上に積極的に取り組むとともに、離脱についてもご確認ください。（※）

記

1 京都府キャリア形成卒前支援プランについて

地域医療の意義を理解し、へき地医療に携わる意識を醸成するため、京都府が作成したキャリア形成卒前支援プラン（※）に参加し、京都府が指定する地域医療に関する各種研修に参加すること。

2 京都府キャリア形成プログラムについて

京都府が策定したキャリア形成プログラム（※）に参加し、臨床研修医2年目に自身が選択するコース（特定診療科コース又は特定地域コース）に沿って、京都府が指定する医療機関等において、最低9年間以上又は貸与期間の1.5倍以上の期間勤務若しくは研修に従事することで医療の確保と向上に積極的に貢献すること。

※ 「京都府キャリア形成卒前支援プラン及び京都府キャリア形成プログラムについて」を必ず御確認ください。

3 離脱について

京都府キャリア形成プログラムにおいては、退学、死亡、公務に起因する心身の故障による免職、重度の心身の故障など京都府がやむを得ないと認める場合以外は、原則離脱することはできません。

なお、一般社団法人日本専門医機構は、都道府県の同意を得ずに離脱し、専門研修を開

始した者については、原則、専門医の認定を行わないこととしており、同機構等からの求めがあれば、不同意離脱者に関する情報を提供します。

また、不同意離脱者については、今後、厚生労働省の決定により、その他の制約を課せられることがあります。

4 その他

京都府地域医療奨学金（地域医療枠）の貸与を希望する学生は、別紙の「京都府キャリア形成プログラム等適用同意書」に同意書を記載の上、提出してください。

京都府キャリア形成プログラム等適用同意書

私は、京都府が取り組んでいるへき地医療の確保と向上を図るために、進んで全力でへき地医療に従事する気概と信念を有するものであり、このことから京都府地域医療奨学金（地域医療枠）の貸与を強く志望します。

貸与が決定したのちは、キャリア形成卒前支援プランに参加し、途中で修学を中断しないこと及び医師免許取得後、京都府が定めるキャリア形成プログラムに参加し、京都府が指定する医療機関等において、最低9年間以上勤務又は研修に従事することで医療の確保と向上に積極的に貢献することを誓約します。

なお、貸与を希望するにあたり、「京都府キャリア形成プログラム等について」の内容を確認し、同意します。

年 月 日

京都府知事 様

(本人)

住 所

氏 名

年 月 日 生

(保護者又は法定代理人)

住 所

氏 名

年 月 日 生

注1：記入に当たっては、ペン又はボールペン（黒又は青）を使用してください。

注2：志願者及び保護者等欄は、それぞれ自筆で記入してください。